

(証券コード 5946)
2026年2月25日

株 主 各 位

山口県下関市長府扇町2番1号
株式会社 長 府 製 作 所
代表取締役社長 山 下 学

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.chofu.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「長府製作所」又は「コード」に当社証券コード「5946」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月18日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていた
だき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力くださ
い。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3ページの「インターネットによる
議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着す
るようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月19日（木曜日）午前10時
2. 場 所 山口県下関市長府扇町2番1号 当会社
(末尾記載のご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第72期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に
対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱い
いたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決
権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着
日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱
いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださ
いませようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサ
イトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲
載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

(機関投資家の皆様へ)

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の堅調な推移に加え、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直し等、景気は緩やかな回復基調で推移しておりますが、米国の通商政策の動向や政策金利の引き上げが及ぼす下振れリスク等により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの商品需要とも関係の深い建築業界におきましては、建築資材・労務費の上昇による建築費の高騰や住宅ローン金利の先高観など、厳しい市場環境が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、快適さ・健康を追求した新製品や、カーボンニュートラルの実現に向けて高効率で環境負荷の低い新製品などの拡充に積極的に取り組んでまいりました。

研究開発部門では、業界初の石油給湯器を始めとした他熱源を含むウルトラファインバブル搭載給湯器の開発、心地良さを追求した壁掛けタイプの寝室用パネルエアコンの開発、アプリによる天気予報連動機能を搭載し太陽光発電の余剰電力を効率的に活用したエコキュートの開発など、快適で健やかな生活を追求した商品開発をおこなってまいりました。

一方、生産・購買部門におきましては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、欧州を中心とした海外市場の拡大が期待されるヒートポンプ式熱源機の生産体制を拡充するなど、原材料価格が高止まる厳しい状況下で、グループをあげて生産性の向上と原価低減に取り組ましました。

売上高を製品別に見ますと、給湯機器につきましては、3月より新発売の業界初のウルトラファインバブル石油給湯器をはじめとした高効率給湯器が売上を伸ばしたことに加え、6月より実施した製品価格改定の効果もあり、全体で215億39百万円（前期比2.3%増）となりました。空調機器につきましては、ハウスメーカー向けのヒートポンプ式熱源機や全館空調システムが好調に推移しましたが、欧州向けのヒートポンプ式熱源機の販売が振るわず、全体で186億85百万円（同0.5%減）となりました。システム機器につま

しては、システムバスの販売が振るわず、全体で10億47百万円（同6.1%減）となりました。ソーラー機器・その他につきましては、エコライターやエネライターの販売が好調だったことから、全体で25億98百万円（同2.8%増）となりました。エンジニアリング部門につきましては、26億32百万円（同1.2%減）となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は465億1百万円（同0.8%増）となりました。利益面につきましては、製品価格の改定に加え、グループを挙げてのコスト低減活動に注力しましたが、原材料価格の高止りの影響もあり、営業利益は17億12百万円（同1.9%減）、経常利益は45億86百万円（同2.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、第2四半期連結会計期間に製品補償損失引当金を計上したことにより21億74百万円（同30.7%減）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度における増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

② 設備投資

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、18億55百万円であります。このうち主なものは、新製品金型代2億94百万円、電動式射出成型機95百万円などであります。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第69期 (2022年12月期)	第70期 (2023年12月期)	第71期 (2024年12月期)	第72期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高 (百万円)	49,792	48,506	46,123	46,501
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,866	3,998	3,139	2,174
1株当たり当期純利益 (円)	111円55銭	117円09銭	92円45銭	63円96銭
総資産 (百万円)	138,140	142,015	143,260	148,076
純資産 (百万円)	128,579	132,908	135,250	137,732
1株当たり純資産額 (円)	3,737円48銭	3,916円07銭	3,977円48銭	4,050円68銭

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第69期 (2022年12月期)	第70期 (2023年12月期)	第71期 (2024年12月期)	第72期 (当期) (2025年12月期)
売上高 (百万円)	44,675	46,112	43,459	43,869
当期純利益 (百万円)	5,843	3,875	3,011	2,076
1株当たり当期純利益 (円)	168円56銭	113円48銭	88円68銭	61円08銭
総資産 (百万円)	136,627	140,534	141,572	146,292
純資産 (百万円)	127,234	131,549	133,693	135,814
1株当たり純資産額 (円)	3,698円39銭	3,876円05銭	3,931円69銭	3,994円27銭

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しの動きが引続き拡大していくと見込まれ、景気は緩やかな回復が期待されますが、米国の通商政策の動向や日中関係の悪化に加え、政府の積極財政や金融政策が個人消費に及ぼす影響等に十分に留意する必要があります。

また、当社グループの商品需要とも関係の深い建築業界におきましては、資材価格や人件費の高騰などにより住宅価格の上昇が続くなか、日銀の利上げによる住宅ローン金利も上昇が見込まれ、新設住宅着工戸数については今後も弱含みで推移していくと予想されますが、政府による各種補助制度の優遇により、住宅リフォーム市場は堅調に推移していくと見込んでおります。

このような経営環境のなか当社グループでは、カーボンニュートラルの実現に向けて、環境にやさしく高効率な製品のラインアップ強化およびシェアアップに取り組んでまいります。営業部門におきましては、今後も物価高が続いていく状況が見込まれますが、積極的な営業活動に取り組み、ヒートポンプ製品や高効率製品のさらなるシェアアップを追求してまいります。この他、海外での販売につきましては、新規顧客の開拓に積極的に取り組んでまいります。開発部門におきましては、カーボンニュートラルの実現に向けて高効率・省エネを実現した商品や、快適・健康を追求した高付加価値商品の開発を進めてまいります。生産・購買部門におきましては、原材料費高騰に対応した品質向上と設備投資に注力し、グループをあげて経営全般の合理化と業績の向上に努力する所存であります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後共一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

部 門	主 要 製 品
給 湯 機 器	石油給湯器、石油風呂釜、ガス給湯器、ガス風呂釜、電気温水器、エコキュート
空 調 機 器	石油ストーブ、ガスストーブ、ヒートポンプ式（冷）温水熱源機、温水暖房システム、地中熱ヒートポンプ、融雪システム
シ ス テ ム 機 器	システムバス、人工大理石浴槽、システムキッチン
ソ ー ラ ー 機 器	太陽熱温水器、太陽熱利用給湯システム、ソーラー床下換気扇
エンジニアリング部門	エンジニアリング、メンテナンス
そ の 他	熱機器及び付属品他

(6) **主要な営業所及び工場**（2025年12月31日現在）

① 当 社

工 場：本社工場（山口県下関市）、花巻、宇都宮、滋賀

支 店：札幌、東京、大阪、福岡

営業所：釧路、帯広、旭川、函館、青森、盛岡、秋田、仙台、埼玉、横浜、
千葉、名古屋、金沢、松本、香川、岡山、広島、沖縄

② 子会社

・株式会社大阪テクノクラート

本 社：大阪府堺市

営業所：東京、札幌

・株式会社インサイトエナジー

本 社：大阪府堺市

営業所：東京、札幌

・サンポットエンジニアリング株式会社

本 社：北海道札幌市

(7) **使用人の状況** (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数 1,166 (197) 名

(注) 1. 使用人数は、当社及び連結子会社の就業人員であります。

2. パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,113 (191) 名	△16名	40.9歳	16.3年

(注) パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **重要な子会社の状況** (2025年12月31日現在)

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社大阪テクノクラート	40百万円	100%	熱エネルギー供給システムの設計・施工
株式会社インサイトエナジー	10百万円	100%	熱エネルギー供給システムのメンテナンス
サンポットエンジニアリング株式会社	16百万円	100%	サンポットブランド製品・システムのメンテナンス

(9) **主要な借入先及び借入額** (2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 77,750,000株
- (2) 発行済株式の総数 34,239,312株 (うち自己株式237,029株)
- (3) 当事業年度末の株主数 12,973名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
長府物産株式会社	4,313,138株	12.68%
株式会社長府精機	4,097,549	12.05
株式会社長府共済会	3,174,270	9.33
JP MORGAN CHASE BANK 380055	2,606,800	7.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,425,200	7.13
株式会社西日本シティ銀行	1,684,800	4.95
株式会社山口銀行	1,658,800	4.87
株式会社ノーリツ	1,079,400	3.17
明治安田生命保険相互会社	722,693	2.12
長府製作所従業員持株会	708,490	2.08

(注) 持株比率は自己株式 (237,029株) を控除して算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項 (2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	川 上 康 男	
代表取締役社長	山 下 学	
常務取締役	川 上 康 弘	
取 締 役	和 田 健	花巻工場長
取 締 役	林 徹 郎	海外営業部長
取 締 役	三 久 保 忠 俊	宇都宮工場長兼東京支店長
取 締 役	西 島 一 幸	(株)大阪テクノクラート出向、同社代表取締役社長
取 締 役	斎 藤 哲 哉	本社製造部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	伊 牟 田 茂	
取 締 役 (監査等委員)	山 元 浩	弁護士（山元浩法律事務所所長）
取 締 役 (監査等委員)	棕 梨 敬 介	(株)山口フィナンシャルグループ 代表取締役社長 CEO

- (注) 1. 取締役（監査等委員）山元浩氏及び棕梨敬介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、取締役（監査等委員）山元浩氏及び棕梨敬介氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 取締役（監査等委員）山元浩氏は、弁護士としての業務経験が豊富であり、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）棕梨敬介氏は、金融機関での業務経験が豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。
5. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象取締役が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回契約時には同内容での更新を予定しております。

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月15日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針について、下記のとおり決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

個別の取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の決定については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、独立社外取締役を含む取締役会での協議を経て、代表取締役に再一任する。当社は明確な業績連動報酬は採用していないが、基本報酬の個人配分ならびに業績を反映した賞与を支給し、その支給の可否および支給額は、代表取締役が総合的に勘案して決定する。監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議を経て決定する。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長川上康男および代表取締役社長山下の両氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。両氏に本権限を委任した理由は、当社の業績・職責等を含めた状況を総合的に勘案した評価をおこなうには代表取締役が適していると判断したためであります。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固 定 報 酬	賞 与	退 職 慰 労 金	
取締役 (監査等委員を除く)	68	42	26	－	9
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	15 (6)	15 (6)	－	－	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	83 (6)	57 (6)	26 (－)	－	12 (2)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 対象となる役員の員数には、2025年3月21日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。

3. 取締役の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第62回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額1億5,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について月額200万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名、取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等および他の法人等の社外役員等との兼職状況

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 元 浩	山元浩法律事務所所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	椋 梨 敬 介	(株)山口フィナンシャルグループ 代表取締役社長 CEO

(注) 当社の社外役員が業務執行取締役等を兼職する当該他の法人等との関係は次のとおりであります。

1. 当社は、山元浩法律事務所との間には特別な関係はありません。
2. 当社は、(株)山口フィナンシャルグループとの間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 元 浩	山元浩氏は、取締役（監査等委員）に就任以降、豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席。監査等委員会13回のすべてに出席。必要に応じ、主に弁護士として専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	椋 梨 敬 介	椋梨敬介氏は、取締役（監査等委員）に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席。監査等委員会13回のうち12回に出席。監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項についての発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
① 報酬等の額	33百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、検討のうえ、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【1】業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、保存すべき情報の内容に応じて、検索性の高い状態で保存・管理するための手順を、文書管理規程に定める。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、会社の存続にかかわる重大な事案の発生等によるリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての体制を整備する。

② 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜随時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる事項など一切の事項について、審議を経て執行決定を行うものとする。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程および職務分掌規程にもとづいて行う。

(4) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会において、社員等（取締役および使用人をいう。以下同じ。）の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社員等が当社の社会的責任および企業倫理を果たすよう行動するため、長府製作所行動基準としてコンプライアンス規程を定める。
- ② 長府製作所行動基準の履行状況を確認するため、総務担当役員は、コンプライアンス体制の構築および運用を行う。また、内部通報の受付窓口を総務部に設置し、不正行為等の早期発見、是正に努める。
- ③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは一切の関係を持たず、介入が疑われる場合は直ちに取締役会に報告し、会社全体の問題として方針を定め、不当な利益を付与することがないよう毅然とした態度で対応する。

(5) 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

総務部は、企業集団全体のコンプライアンス体制の構築に努め、適切に運用する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、必要に応じ人員を配置することができる。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号により監査等委員会の職務を補助すべき者として配置された使用人の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

(8) 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

社員等は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会にその都度報告する。

(9) **監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由とするいかなる不利益な処遇、不当な処分を行わない。

(10) **監査等委員会の職務執行のための費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員会の職務執行のための費用等については、必要でないと認められた場合を除き、その都度負担する。

(11) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は取締役会に出席し、適宜取締役と意見交換し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を行う。

【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を13回開催しております。

(2) 監査等委員の職務執行

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議に出席する他、代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で必要に応じて情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部統制基本計画に基づき、当社の業務が、法令や企業理念、社内規程等に従って適正かつ効率的に遂行されているかについて評価・検証するため、内部監査室が監査等委員、会計監査人と連携をとりながら、内部監査を実施しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

内部統制基本方針に基づき、内部統制の評価を実施しております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	30,998	流 動 負 債	8,893
現金及び預金	3,733	支払手形及び買掛金	3,137
受取手形、売掛金及び 契 約 資 産	9,439	未 払 法 人 税 等	662
有 価 証 券	8,654	賞 与 引 当 金	326
商 品 及 び 製 品	4,973	製 品 補 償 損 失 引 当 金	1,367
仕 掛 品	789	製 品 保 証 引 当 金	268
原材料及び貯蔵品	2,912	未 払 金	1,000
そ の 他	500	未 払 費 用	90
貸 倒 引 当 金	△4	預 り 金	994
固 定 資 産	117,077	そ の 他	1,046
有 形 固 定 資 産	23,122	固 定 負 債	1,450
建物及び構築物	5,518	繰 延 税 金 負 債	1,076
機械装置及び運搬具	2,799	そ の 他	373
土 地	14,593	負 債 合 計	10,343
建 設 仮 勘 定	19	純 資 産 の 部	
そ の 他	191	株 主 資 本	131,563
無 形 固 定 資 産	1,268	資 本 金	7,000
投資その他の資産	92,686	資 本 剰 余 金	3,554
投資有価証券	92,112	利 益 剰 余 金	121,528
長 期 貸 付 金	139	自 己 株 式	△520
退職給付に係る資産	64	その他の包括利益累計額	6,169
そ の 他	369	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,731
貸 倒 引 当 金	△0	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	437
資 産 合 計	148,076	純 資 産 合 計	137,732
		負債及び純資産合計	148,076

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		46,501
売上原価		36,140
販売費及び一般管理費		10,361
営業利益		8,648
営業外収益		1,712
受取利息	1,172	
受取配当金	470	
不動産賃貸収入	672	
売却電賃収入	524	
為替差益	229	
その他	242	3,312
営業外費用		
支払資産負債費用	7	
不動産電賃費用	276	
その他	149	
その他	5	437
経常利益		4,586
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産処分損	7	
製品補償損失引当金繰入額	1,500	
その他	1	1,508
税金等調整前当期純利益		3,077
法人税、住民税及び事業税	1,318	
法人税等調整額	△416	902
当期純利益		2,174
親会社株主に帰属する当期純利益		2,174

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年1月1日残高	7,000	3,554	120,917	△520	130,952
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,564		△1,564
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,174		2,174
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	610	△0	610
2025年12月31日残高	7,000	3,554	121,528	△520	131,563

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2025年1月1日残高	4,115	182	4,297	135,250
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△1,564
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,174
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,616	255	1,871	1,871
連結会計年度中の変動額合計	1,616	255	1,871	2,482
2025年12月31日残高	5,731	437	6,169	137,732

連結注記表

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 株式会社大阪テクノクラート
株式会社インサイトエナジー
サンボットエンジニアリング株式会社

② 主要な非連結子会社の名称

長府機工株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

長府機工株式会社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原
以外のもの 価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等… 移動平均法による原価法

ロ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、商品、貯蔵品…当社は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低
下に基づく簿価切下げの方法により算定）、連結子会社は主とし
て移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基
づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料、仕掛品 …当社は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低
下に基づく簿価切下げの方法により算定）、連結子会社は主とし
て個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく
簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年
4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用してしま
す。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づ
く定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ 製品補償損失引当金

製品補償に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しております。

ニ 製品保証引当金

製品販売後のアフターサービス費用に備えるため、売上高を基準として過去の実績負担率により算定した額を基礎に計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品及び製品の販売

当社グループは主として給湯機器・空調機器の製造・販売を行っており、これらの販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、日本国内の販売については、出荷時点と引渡時点の期間が通常の間であるため、出荷時点で当該製品の収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

製品補償損失引当金

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
製品補償損失引当金 1,367百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が販売した空調機器の一部製品不具合の対策費用の支出に備えるため、今後必要と認められる額を計上しております。

製品補償損失引当金の見積りにおいては、対象となる製品の過去の販売台数や修理実績等を基礎として、将来の補償見込台数、会社負担率及び1台当り修理単価に基づいて将来予想される発生見込額を算定しております。

これらの見積りには不確実性が含まれており、見積りの前提条件の変化によって実際の発生額が異なる場合には、製品補償損失引当金の計上金額を見直す可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 38,759百万円

- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額

建物及び構築物 169百万円

機械装置及び運搬具 57百万円

土地 778百万円

その他 2百万円

- (3) 連結会計年度末日満期手形（期日現金を含む）の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形（期日現金を含む）が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形、売掛金及び契約資産 259百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数
普通株式 34,239,312株

(2) 配当に関する事項

① 配当支払金額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月21日 定時株主総会	普通株式	782百万円	23円	2024年 12月31日	2025年 3月24日
2025年8月9日 取締役会	普通株式	782百万円	23円	2025年 6月30日	2025年 8月20日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年3月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額 782百万円
- ・1株当たり配当額 23円
- ・基準日 2025年12月31日
- ・効力発生日 2026年3月23日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として信用力の高い金融機関に対する預金や安全性の高い債券等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券である株式及び債券については、発行会社の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。これらについては、定期的に時価や発行体の財務状況の把握を行い、継続的に保有状況の見直しを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内の支払期日です。

短期借入金には主に営業取引に係る運転資金の調達であり、短期の国内市場の金利状況を反映した変動金利での資金調達を行っております。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、毎月及び適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額4,754百万円）については、次表には含めておりません。また、現金については注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
有価証券及び投資有価証券	96,012	96,012	—
資産合計	96,012	96,012	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表上に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	15,490	1,113	－	16,604
債券	－	78,980	－	78,980
その他	－	427	－	427
資産計	15,490	80,521	－	96,012

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している債券等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都、福岡県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビル等を保有しております。なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			当期末の時価
	前期末残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等不動産	2,664	△67	2,596	2,824
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	3,738	△68	3,670	7,431

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当期増減額のうち、主な減少額は減価償却による減少であります。
 3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額、その他の物件については重要性が乏しいことから、固定資産税評価額等の適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価格で算定したものであります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する2025年12月期における損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他
賃貸等不動産	269	80	188	－
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	403	195	207	－

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	製品の種別区分					合計
	給湯機器	空調機器	システム機器	ソーラー機器・その他	エンジニアリング部門	
一時点で移転される財又はサービス	21,539	18,685	1,047	2,598	1,757	45,626
一定期間にわたり移転される財又はサービス	—	—	—	—	875	875
外部顧客への売上高	21,539	18,685	1,047	2,598	2,632	46,501

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 4,050円68銭

1株当たり当期純利益 63円96銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	29,716	流 動 負 債	8,612
現金及び預金	2,819	買掛金	2,935
受取手形	2,844	未払金	1,006
売掛金	6,346	未払費用	76
有価証券	8,654	預り金	988
商品及び製品	4,935	未払法人税等	631
仕掛品	788	製品補償損失引当金	1,367
原材料及び貯蔵品	2,871	製品保証引当金	268
その他	458	賞与引当金	307
貸倒引当金	△1	役員賞与引当金	26
		その他	1,003
固 定 資 産	116,575	固 定 負 債	1,865
有 形 固 定 資 産	22,800	長期未払金	95
建物	4,992	繰延税金負債	906
構築物	375	退職給付引当金	592
機械及び装置	2,766	長期預り敷金	270
車両運搬具	6		
工具器具及び備品	184	負 債 合 計	10,478
土地	14,455	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	19	株 主 資 本	130,093
無 形 固 定 資 産	1,261	資 本 金	7,000
ソフトウェア	261	資 本 剰 余 金	3,554
のれん	2	資本準備金	3,552
その他	998	その他資本剰余金	2
投資その他の資産	92,513	利 益 剰 余 金	120,059
投資有価証券	91,626	利益準備金	753
関係会社株式	396	その他利益剰余金	119,305
長期貸付金	139	退職給与積立金	520
保険積立金	185	別途積立金	87,562
差入保証金	84	繰越利益剰余金	31,222
その他	80	自 己 株 式	△520
貸倒引当金	△0	評価・換算差額等	5,720
		その他有価証券評価差額金	5,720
資 産 合 計	146,292	純 資 産 合 計	135,814
		負債及び純資産合計	146,292

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	43,869
売上原価	34,131
売上総利益	9,737
販売費及び一般管理費	8,264
営業利益	1,473
営業外収益	
受取利息	7
有価証券利息	1,162
受取配当金	522
不動産賃貸収入	672
為替差益	229
売却電気の収入	524
その他	240
営業外費用	
支払利息	7
不動産賃貸費用	276
売却電気の費用	149
その他	4
経常利益	436
特別利益	4,394
特別利益	
固定資産売却益	0
特別損失	0
固定資産処分損	0
投資有価証券売却損	0
製品補償損失引当金繰入額	1,500
税引前当期純利益	1,501
法人税、住民税及び事業税	1,240
法人税等調整額	△423
当期純利益	2,893
	816
	2,076

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
					退 職 給 与 積 立 金	別 積 立 金	途 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2025年1月1日残高	7,000	3,552	2	3,554	753	520	87,562	30,709	119,546
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△1,564	△1,564
当期純利益								2,076	2,076
自己株式の取得									-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	512	512
2025年12月31日残高	7,000	3,552	2	3,554	753	520	87,562	31,222	120,059

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
2025年1月1日残高	△520	129,581	4,112	4,112	133,693
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,564			△1,564
当期純利益		2,076			2,076
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	1,608	1,608	1,608
事業年度中の変動額合計	△0	512	1,608	1,608	2,120
2025年12月31日残高	△520	130,093	5,720	5,720	135,814

個別注記表

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの

市場価格のない株式等… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の製品、仕掛品、原材料… 低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 4～17年

工具器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

④ 製品補償損失引当金

製品補償に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しております。

⑤ 製品保証引当金

製品販売後のアフターサービス費用に備えるため、売上高を基準として過去の実績負担額を基準に算定した額を基礎に計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

商品及び製品の販売

当社は主として給湯機器・空調機器の製品の製造・販売を行っており、これらの販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、日本国内の販売については、出荷時点と引渡時点の期間が通常の期間であるため、出荷時点で当該製品の収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

製品補償損失引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品補償損失引当金 1,367百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 38,677百万円

- (2) 満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 259百万円

- (3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 25百万円

短期金銭債務 12百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 140百万円

仕入高 251百万円

販売費及び一般管理費 49百万円

営業取引以外の取引による取引高の総額 103百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 237,029株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	46百万円
賞与引当金	93
製品補償損失引当金	430
製品保証引当金	81
有価証券・投資有価証券評価損	426
退職給付引当金	186
土地評価損	96
建物評価損	39
その他	247
繰延税金資産小計	1,650
評価性引当額	△556
繰延税金資産合計	1,093
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,000
繰延税金負債合計	△2,000
繰延税金資産負債の純額	△906

7. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,994円27銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 61円08銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

株式会社 長府製作所
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 稲積博則
業務執行社員
指定社員 公認会計士 立石浩将
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社長府製作所の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社長府製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成す

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

株式会社 長府製作所
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 稲積博則
業務執行社員

指定社員 公認会計士 立石浩将
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社長府製作所の2025年1月1日から2025年12月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用す

ることが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月13日

株式会社長府製作所 監査等委員会

常勤監査等委員 伊 牟 田 茂

社外監査等委員 山 元 浩

社外監査等委員 椋 梨 敬 介

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主様への利益還元を最重要経営課題のひとつに掲げており、グループ全体として持続性のある高収益体質の確立を図り、成長に向けた投資への対応と財務体質の強化を行ないつつ、安定的な配当を実施することを基本方針といたしております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針のもと、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金23円
なお、この場合の配当総額は、782,052,509円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役会の柔軟な運営を可能とすることならびに意思決定過程の独立性、客観性および透明性の向上を図ることを目的として、取締役会の招集権者および議長が取締役社長に限定されている現行定款を変更し、社外取締役を含むその他の取締役が招集権者および議長となることを可能とするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>	<削除>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）8名全員は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会からは、特段の意見はありません。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	川上康男 (1946年12月21日生)	1971年2月 当社入社 1985年3月 当社取締役東京営業所長 1987年3月 当社取締役宇都宮工場長 1997年12月 当社代表取締役社長 2012年3月 当社代表取締役会長（現任）	277,810株
2	山下学 (1974年8月5日生)	1998年4月 当社入社 2024年3月 当社取締役総務部長 2025年3月 当社代表取締役社長（現任）	5,100株
3	川上康弘 (1962年7月1日生)	2004年10月 当社入社 2014年3月 当社取締役総務部長 2017年2月 当社取締役滋賀工場長 2021年2月 当社取締役営業部長 2023年3月 当社常務取締役（現任）	8,400株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者とした理由

- ・川上康男氏は、1997年より当社社長に就任し、現在は、当社会長として、当社グループ全般を統括していることから、経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、引き続き当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。
- ・山下学氏は、2025年より当社社長に就任し、当社社長として当社の業務全般を統括していることから、当社経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、引き続き当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。
- ・川上康弘氏は、当社常務取締役として、技術部門全般を統括していることから、当社経営に必要となる、十分な知識、経験を有しており、引き続き当社取締役として職務を適切に遂行できると判断したためであります。

3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金などを当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	伊 牟 田 茂 (1961年4月28日生)	1984年3月 当社入社 2015年7月 当社技術部長 2022年3月 当社監査等委員である取締役(現任)	800株
2	棕 梨 敬 介 (1970年4月11日生)	1995年4月 (株)山口銀行入行 2019年6月 (株)山口フィナンシャルグループ 執行役員 2020年6月 同社代表取締役社長COO 2021年6月 同社代表取締役社長CEO (現任) 2022年3月 当社監査等委員である社外取締役(現任)	0株
3	※ 近 本 佐 知 子 (1975年8月13日生)	2001年10月 弁護士登録 2006年8月 近本法律事務所開業 所長 (現任)	0株

(注) 1. ※印は新任候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 棕梨敬介氏および近本佐知子氏は、社外取締役候補者であります。

4. 監査等委員である取締役候補者又は社外取締役候補者とした理由

- ・伊牟田茂氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、当社の技術部門における責任者として、技術部長を務めてきたことから、当社の健全かつ適切な運営に必要なとなる十分な知識、経験を有しており、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断したものであります。

- ・棕梨敬介氏は、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断したものであります。

- ・近本佐知子氏を社外取締役候補者とした理由は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と実績を有しており、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断したものであります。

5. 当社は、棕梨敬介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、近本佐知子氏につきましても、独立役員となる予定であります。

6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金などを当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

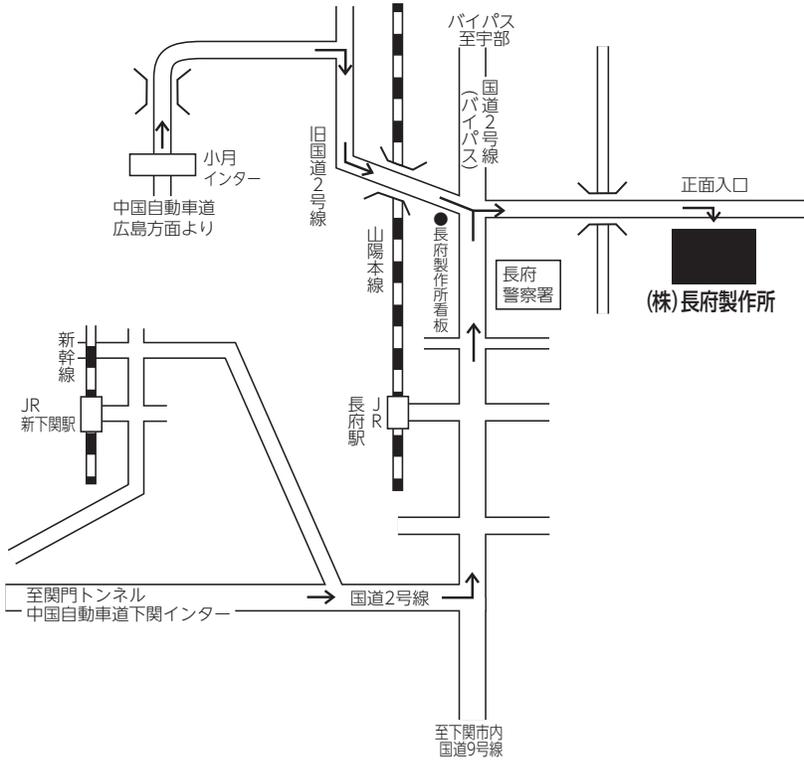
(ご参考)

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

(注) 本株主総会参考書類記載の第3号議案および第4号議案の取締役候補者を、原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。なお、下記マトリックスは、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではなく、各氏の経験等を踏まえて特に専門性を発揮することが期待される分野を記載しております。

氏名	地位	性別	企業 経営	技術	生産	営業	財務 会計	法務
川上 康男	代表取締役会長	男性	○		○	○	○	
山下 学	代表取締役社長	男性	○			○	○	○
川上 康弘	常務取締役	男性	○	○	○	○		
伊牟田 茂	取締役 (常勤監査等委員)	男性	○	○				
椋梨 敬介	社外取締役 (監査等委員)	男性	○				○	
近本 佐知子	社外取締役 (監査等委員)	女性	○					○

株主総会会場ご案内略図



- ・ 下関インターより当社まで 約 8 km
- ・ 小月インター 〃 約 6 km
- ・ J R (新幹線) 新下関駅 〃 約 8 km
- ・ J R 長府駅 〃 約 1.5km